

自動車税

自動車税は、自動車の主たる定置場所在の都道府県において課税します。対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち普通自動車と三輪以上の小型乗用車です。

令和元年10月1日からの消費税の税率引き上げに伴い、自動車取得税が廃止される代わりに、自動車税が環境性能割と種別割に改正され、自動車の取得者に環境性能割が、自動車の所有者に種別割が課税されます。

1 自動車税環境性能割

納税義務者

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・特殊自動車・二輪車を除く。）を取得した人（割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の取得者とみなして課税されます。）

納税額

自動車の取得価額に税率を乗じて納税額を算出します。

$$\text{自動車税環境性能割額} = \boxed{\text{自動車の取得価額}} \times \boxed{\text{税率}^{**}}$$

※ 税率は自動車の燃費達成度に応じて、自家用の登録車が0～3%、営業用の登録車は0～2%になります（詳細な税率は次ページ以降に掲載します）。

新車・中古車問わず対象となります。

免税点

取得価額が50万円以下の場合は、課税されません。

申告と納税

新規登録・移転登録・使用の届出などのとき、申告書に自動車の取得価額を証明する書類の写しを添えて申告し、同時に納めることになります。

また、申告時に納められた自動車税環境性能割が確認できるよう申告書（控）を交付します。

市町村への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%相当額は、県内の市町村に対して、市町村道の延長と面積に応じて交付されます。

軽自動車税環境性能割（市町村税）

軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、主たる定置場所在の道府県が、自動車税環境性能割と同様に賦課徴収を行うこととされています。

税率表

○定員10人以下の乗用自動車（乗用車）

【適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日】

対 象 車 両		自 家 用	営 業 用
電 気（燃料電池を含む）自動車		非 課 税	非 課 税
天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ガソリン自動車 ・LPG自動車 ・ハイブリッド自動車	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準95％達成車※ ²	1％	0.5％
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準90％達成車※ ²		
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準85％達成車※ ²	2％	1％
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準80％達成車※ ²		
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準75％達成車※ ²	3％	
	「★★★★」かつ令和12年度燃費基準70％達成車※ ²		
ディーゼル自動車 ・ディーゼルハイブリッド自動車	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準95％達成車※ ²	非課税	非課税
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準90％達成車※ ²	1％	
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準85％達成車※ ²		2％
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準80％達成車※ ²		
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準75％達成車※ ²	3％	1％
	H30規制適合又はH21規制適合かつ 令和12年度燃費基準70％達成車※ ²		
上記以外			2％

○車両総重量2.5t以下のトラック（軽量車）

【適用期間 令和6年1月1日～令和8年3月31日】

対象車両		自家用	営業用
電気（燃料電池を含む）自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ガソリン自動車・ガソリンハイブリッド自動車	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準＋5％達成車		
	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準95％達成車	2％	1％
上記以外		3％	2％

○車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック（中量車）

【適用期間 令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日】

対象車両		自家用	営業用
電気（燃料電池を含む）自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ガソリン 自動車・ ガソリンハイブリッド 自動車	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準以上達成車		
	「★★★★」かつ令和4年度燃費基準95％達成車	1％	0.5％
	「★★★★※ ¹ 」かつ令和4年度燃費基準＋5％達成車	非課税	非課税
	「★★★」かつ令和4年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「★★★」かつ令和4年度燃費基準95％達成車	2％	1％
ディーゼル自動車・ ディーゼルハイブリッド 自動車	「H30規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和4年度燃費基準以上達成車	非課税	非課税
	「H30規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和4年度燃費基準95％達成車	1％	0.5％
	「H21規制適合」かつ 令和4年度燃費基準＋5％達成車	非課税	非課税
	「H21規制適合」かつ令和4年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「H21規制適合」かつ令和4年度燃費基準95％達成車	2％	1％
上記以外		3％	2％

○車両総重量3.5 t 以下のバス（軽量車・中量車）

【適用期間 令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日】

対象車両		自家用	営業用
電気（燃料電池を含む）自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ガソリン自動車 ・ガソリンハイブリッド自動車	「★★★★」かつ令和2年度燃費基準＋5％以上達成車		
	「★★★★」かつ令和2年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「★★★」かつ令和2年度燃費基準＋10％達成車	非課税	非課税
	「★★★」かつ令和2年度燃費基準＋5％達成車	1％	0.5％
	「★★★」かつ令和2年度燃費基準達成車	2％	1％
ディーゼル自動車 ・ディーゼルハイブリッド自動車	「H30規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ令和2年度燃費基準＋5％以上達成車	非課税	非課税
	「H30規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ令和2年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「H21規制適合」かつ令和2年度燃費基準＋10％達成車	非課税	非課税
	「H21規制適合」かつ令和2年度燃費基準＋5％達成車	1％	0.5％
	「H21規制適合」かつ令和2年度燃費基準達成車	2％	1％
上記以外		3％	2％

○車両総重量3.5t超のバス・トラック（重量車）

【適用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日】

対象車両		自家用	営業用
電気（燃料電池を含む）自動車		非課税	非課税
天然ガス自動車（H21規制NO _x 10％低減）			
プラグインハイブリッド自動車			
ディーゼル自動車 ・ディーゼルハイブリッド自動車	「H28規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和7年度燃費基準＋5％達成車		
	「H28規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和7年度燃費基準達成車	1％	0.5％
	「H28規制適合又はH21規制NO _x ・PM10％低減」かつ 令和7年度燃費基準95％達成車	2％	1％
上記以外		3％	2％

【バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置】

令和9年3月31日までに取得した次の種別の自動車（※新車に限る）について、取得価額から控除されます。

種 別		乗 車 定 員		控除額
ノンステップバス 路線バス等のうち、一定の基準※ ³ を満たすものであって、乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの。				1,000万円
リフト付きバス	一定の基準※ ⁴ を満たす空港アクセスバス	乗車定員	30人以上	800万円
	路線バス等のうち、一定の基準※ ³ を満たすものであって、車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの。		30人未満	650万円
ユニバーサルデザインタクシー 一般乗客用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定の基準※ ⁵ を満たすものであって、高齢者、障がい者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであって、その構造及び設備が高齢者、障がい者等の移動上の利便性を特に向上させるもの。				100万円
車両総重量3.5t超8t以下のトラック		対象装置	A E B S ※ ⁶ (歩行者検知機能付き)	175万円
バス等				

※¹ 税率表に記載のある用語については次のとおりです。

「★★★★」	平成30年排出ガス基準値より50%以上又は平成17年排出ガス基準値より75%以上有害物質の排出を低減させた自動車
「★★★」	平成30年排出ガス基準値より25%以上又は平成17年排出ガス基準値より50%以上有害物質の排出を低減させた自動車
H21規制	ディーゼル車等において、平成21年度以降に適用される排出ガス規制
H28規制	ディーゼル車等において、平成28年度以降に適用される排出ガス規制
H30規制	ガソリン車、LPG車、ディーゼル車又は天然ガス自動車（乗用車・軽中量車）において、平成30年以降に適用される排出ガス規制
NO _x ・PM	窒素酸化物・粒子状物質

※² 令和2年度燃費基準達成車に限ります。

※³ 公共交通移動等円滑化基準に適合するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するもの

※⁴ 一般乗合旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するもの

※⁵ 公共交通移動等円滑化基準に適合するもの

※⁶ 衝突被害軽減ブレーキ装置（Advanced Emergency Braking System）



2 自動車税種別割

納税義務者

県内に主たる定置場のある自動車の所有者（割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主を自動車の所有者とみなして課税されます）。

納税額

自動車の種類、用途、排気量などによって税率が定められており、主なものは次のとおりです。

区分		自家用※		営業用
		税率①	税率②	
乗 用 車	総排気量 1,000cc以下	29,500円	25,000円	7,500円
	1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	8,500円
	1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	9,500円
	2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	13,800円
	2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円	15,700円
	3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	57,000円	17,900円
	3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	65,500円	20,500円
	4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	75,500円	23,600円
	4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	87,000円	27,200円
	6,000cc超～	111,000円	110,000円	40,700円
ト ラ ッ ク	最大積載量 1トン以下	8,000円		6,500円
	1トン超 2トン以下	11,500円		9,000円
	2トン超 3トン以下	16,000円		12,000円
	3トン超 4トン以下	20,500円		15,000円
	4トン超 5トン以下	25,500円		18,500円
	～ 7トン超 8トン以下	40,500円		29,500円
	最大積載量が8トンを超える1トンごとの加算額	6,300円		4,700円

※ 自家用乗用車については、令和元年9月までに初回新規登録を受けたものは税率①を適用、令和元年10月以降に初回新規登録を受けたものは税率②を適用（トラック及び営業用乗用車は変更なし）。

なお、自動車税種別割は、4月1日（賦課期日）現在の所有者に課税されますが、年度の途中で廃車・新規登録などをした場合は、月割の税額になります。



申告と納税

○ 申 告

自動車を購入や登録事項の変更などをしたときは、その都度、自動車税種別割の申告書を提出する必要があります。

○ 納 税

県から送付される納税通知書によって5月末日までに年税額を納めることになっています。

ただし、4月1日以後に新規登録した場合は、申告のときに月割で納めることになります。この場合には、納められた自動車税種別割が確認できるように申告書(控)を交付します。

自動車税種別割のグリーン化税制について

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については自動車税種別割の税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を高く（重課）する特例措置「自動車税種別割のグリーン化税制」については以下のとおりです。

◎環境負荷の小さい自動車

次の自動車については、新車新規登録された翌年度の自動車税種別割を軽減します。

■令和3年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録された自家用乗用車

対象自動車	軽減内容
○電気（燃料電池を含む）自動車 ○天然ガス自動車 （H30規制適合*又はH21規制*NO _x *10%低減） ○プラグインハイブリッド車	新車新規登録の翌年度の 自動車税種別割を約75%軽減

■令和3年4月1日から令和7年3月31日までに新車新規登録された自動車（自家用乗用車を除く。）

対象自動車	軽減内容
○電気（燃料電池を含む）自動車 ○天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制NO _x 10%低減） ○プラグインハイブリッド車 ○「★★★★」*かつ「令和12年度燃費基準90%達成車」 かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ガソリン車又はLPG車） ○「H30規制適合又はH21規制適合」かつ「令和12年度燃費基準90%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ディーゼル車）	新車新規登録の翌年度の 自動車税種別割を約75%軽減
○「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準70%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ガソリン車又はLPG車） ○「H30規制適合又はH21規制適合」かつ「令和12年度燃費基準70%達成車」かつ「令和2年度燃費基準達成車」（営業用乗用車：ディーゼル車）	新車新規登録の翌年度の 自動車税種別割を約50%軽減

* 表中の用語については次のとおりです。

「★★★★」	平成30年排出ガス基準値より50%以上又は平成17年排出ガス基準値より75%以上有害物質の排出を低減させた自動車
H21規制	ディーゼル車等において、平成21年度以降に適用される排出ガス規制
H30規制	ガソリン車、LPG車、ディーゼル車又は天然ガス自動車（乗用車・軽中量車）において、平成30年以降に適用される排出ガス規制
NO _x	窒素酸化物

◎環境負荷の大きい自動車

次の自動車については、令和7年度の自動車税種別割が高くなります。（重課）

ディーゼル車	新車新規登録から11年を超えるもの
ガソリン車、LPガス車	新車新規登録から13年を超えるもの

重課の内容 通常の税率より概ね15%重課（バス・トラック等は概ね10%重課）

ただし、電気（燃料電池を含む）自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は重課の対象から除きます。

適用期間 抹消登録などにより課税対象とならなくなるまで

岐阜県からのお知らせ

車検時の自動車税種別割納税証明書の提示が省略できます。

岐阜県では、車検等（継続検査及び構造等変更検査）の際に、自動車税種別割納税証明書の情報が運輸支局で電子的に確認できます。未納がない場合、運輸支局で納税証明書を提出しなくても車検等の手続きができます。

※ 運輸支局において電子的に納付が確認できるまでに最大2週間程度かかります。納付後すぐに車検等を受けられる方は、県税事務所等で納めていただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。

軽自動車税種別割について

軽自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車の所有者に対しては、市町村より軽自動車税種別割が課税されます。

名義変更・住所変更・抹消の登録は確実に！

自動車税種別割は、4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。自動車の名義を変更しなかったために、前の所有者に課税されてしまうといったトラブルが毎年発生しています。また、引っ越しをした際に住所変更の手続きをしないと、納税通知書が届かなくなります。自動車の登録内容に変更があった場合は、運輸支局での手続きをお願いします。

すぐに自動車の住所変更登録ができない場合は、自動車税種別割納税通知書の送付先のみを新しい住所に変更することができます。ただし、この届出ができるのは、住民票の変更が完了している方のみです。

下記に記載の県ホームページから申請してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6523.html>

岐阜県 自動車税住所変更

検索



